

税制ぎっくばらん

坂部達夫の

第84回 遺言よもやま話(1)

坂部 達夫(坂部達夫税理士事務所所長 株式会社アサヒ・ビジネスセンター代表取締役)

法人に対する税理士業務に加え、マネジメントコンサルティング業務、創業支援業務、相続設計・不動産有効活用などの資産税FP業務を行っている。

相続は税金と深く結び付いています。資産課税というくりで、無償による資産の移転という事実に着目、税金を納める力があるぞということで課税が行われます。税理士にとって、その税金の計算はとても重要な仕事です。ただ、その税金の計算も空しく終わることがあります。それは、申告期限(相続開始から10カ月以内)までに、どの財産を誰が取得するのか決まらない場合です。この状態を「未分割」といいます。この状態ですと、配偶者の税額軽減(原則、遺産の半分までを配偶者がもらった場合には税金はかからない)などの有利規定が使えずに分割が決まるまでの間、余分な税金を納めておく必要があるのです。この状態を防ぐ特効薬が「遺言」の準備です。

最近、私のところでも「遺言」の相談が立て続けにあります。「遺言」により、その一族の調和が保てるケースはいくらでもあります。「遺言」について耳寄りなお話をいたします。

遺言が必要な時：

どのようなときに遺言をつくっておくべきか？

民法は相続に関して様々なことを定めています。例えば、亡くなった人(被相続人)の財産は被相続人と一定の身分関係にある相続人がこれを相続します(その人を相続人といいます)。相続人が複数いる場合には、相続人は民法の定める相続分に従って被相続人の財産を相続します。ところが、相続人以外でも自分の面倒をみてくれた人などに自分の財産を与えたいと思うこともあるかもしれません。この場合、遺言を遺さないとその人に自分の財産を与えることはできないのです。また、相続人が複数いる場合の相続分は民法に規定

されていますが、被相続人が、どの財産をどの相続人に相続させるのかまでは、民法では定めていません。そのため、遺言を遺さないと相続人間でどの財産を取得するかについて争いが生じるおそれがあります。

このように、相続についての民法の原則を修正する場合や法律の規定だけでは相続が円滑に行われない可能性がある場合には、遺言書を作っておくとよいでしょう。次のようなケースでは遺言を作っておくと、後日の紛争を未然に防げる可能性が高まり安心できます。

- (1) 内縁の妻(夫)、婚外子、連れ子がいる場合
- (2) 事業の全部を長男等に承継する場合
- (3) 遺産評価が難しい場合(遺産の中に非上場株など、その価額を評価することが難しいものがある場合)

遺言の効力は？：

遺言書に遺産の相続等についての記載があっても、必ずしもそれに従わなくてもよい場合がある

遺言は、被相続人の最終的な意思表示といえるので可能な限りこれを尊重することが多いと思われます。ただ、遺言の内容によっては、これを全て受け入れることが到底納得できないといった場合もあります。例えば、相続人が妻のみで、夫婦間の財産の名義が全て夫であったような場合に夫が全財産を第三者に与えるという遺言を遺したとします。この場合、その妻に有無を言わず「それに従え」というのは酷な結果となります。

そこで、民法は遺留分という制度を設け、相続財産の一定割合を一定の範囲の相続人に留保することとし

たのです。もっとも、相続人の遺留分を侵害する内容の遺言も、あたりまえのように無効ということにはなりません。遺留分を侵害された相続人が余分に財産を取得した他の相続人等に対し、侵害された遺留分を自分に渡すよう請求(遺留分減殺請求といえます)することができるだけです。つまり、遺留分減殺請求をするか否かは遺留分を侵害された相続人に委ねられるのです。また、遺留分減殺請求は一定の期間内に行わなければならないため注意が必要です。

複数の遺言がある場合：

遺言書が複数ある場合には、どの遺言が有効になる？

複数の遺言書があり、その内容に矛盾がある場合、その部分については後の遺言で前の遺言が撤回されたとみなされ、後の遺言が有効となります。つまり、遺言者はいつでも遺言の方式に従って、その遺言の全部又は一部を撤回することができます。

実際、遺言書は何度でも書き直すことができるため、遺言者が前の遺言書を処分し忘れた場合などがあり、遺言書が複数発見される可能性もあります。そして、複数の遺言書の記載に矛盾がない場合には記載されている内容全てが有効となります。

具体例でいうと、先の日付の遺言書に「自宅は妻に相続させる」という記載があり、後の日付の遺言書に「株式は長男に相続させる」との記載があっても、両者は矛盾するわけではないため、いずれの遺言も有効となります。また、複数の遺言書の記載に矛盾がある場合、その矛盾する部分については、後の遺言で前の遺言を撤回したとみなされ、後の遺言が有効になります。